様式第２号（第５条関係）

誓　約　書

　　年　　月　　日

四国中央市長　　　　　様

所在地

事業者名称

代表者職氏名

　介護保険受領委任払取扱事業者の登録の申請に当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

　（関係法令等の遵守）

１　関係法令、四国中央市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱（以下「関係法令等」という。）及び居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年３月８日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（対象保険給付費が住宅改修費等である受領委任払取扱事業者に限る。）を遵守すること。

（公表の同意）

２　登録を受けた事業所の名称、所在地等について、市が居宅要介護被保険者等、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等に対し情報提供（市ホームページへの掲載等）を行うことに同意すること。

（サービス提供拒否の禁止）

３　正当な理由なく、受領委任払制度による保険給付サービスの提供を拒まないこと。

（費用徴収の禁止）

４　受領委任払制度を利用するに当たって、当該手続に係る費用を居宅要介護被保険者等から徴収しないこと。

　　また、居宅要介護被保険者等から徴収する利用者負担額についても、これを減免し、又は超過して徴収してはならないこと。

　（関係機関等との連携）

５　登録を行う事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、四国中央市、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他関係機関との連携に努めること。

　（受領委任払制度の説明と同意）

６　受領委任払取扱事業者は、居宅要介護被保険者等に対し、保険給付費の支給について、償還払制度又は受領委任払制度のいずれについても対応可能である旨を丁寧に説明し、受領委任払制度を適用する場合は、当該居宅要介護被保険者等の十分な理解のもと、同意を取得するものとすること。

（見積書記載事項）

７　居宅要介護被保険者等に提示する見積書については、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 福祉用具購入費等又は住宅改修費等の費用額

(2) 受領委任払により支給される保険給付費額

(3) 保険給付費対象費用に係る利用者負担額及び保険給付費対象費用外に係る利用者負担額

　（保険給付費の請求）

８　受領委任払取扱事業者は、事業完了後速やかに市長に保険給付費分の請求を行うこと。

（書類の保管）

９　受領委任払取扱事業者は、事業に関する書類を整備し、保険給付費の支払を受けた日から５年間保存すること。

（通知）

10　保険給付費を受領委任払制度により受けようとする居宅要介護被保険者等が、不正な行為により当該保険給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市長に通知すること。

（事業の是正）

11　この遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

　（苦情処理）

12　受領委任払取扱事業者は、居宅要介護被保険者等から事業に対し、苦情又は相談があった場合は、誠実、円滑かつ迅速に対応すること。

なお、受領委任払取扱事業者において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により、適切な方法を検討し、対応すること。

（損害賠償）

13　事業の実施において、受領委任払取扱事業者の責めに帰すべき事由により居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対し、その損害を賠償すること。

（秘密保持）

14　受領委任払取扱事業者の従業員及び従業員であった者は、業務上、直接又は間接に知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。登録に係る事業を廃止し、若しくは休止し、又は登録を辞退し、若しくは取り消された後も同様とする。